

豊かな文化芸術を生み出すために、
芸術家が安心して仕事に取り組める環境を

～働き方に関わらず、万が一に備える「しくみ」をつくる提言(中間案)～

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

実演芸術の現場を魅力ある職場とし、若手も参加しやすくする第一歩としての 業界全体で支える「芸術家のための互助の仕組み」の構築

コロナ禍で明らかになった実演芸術の現場の課題

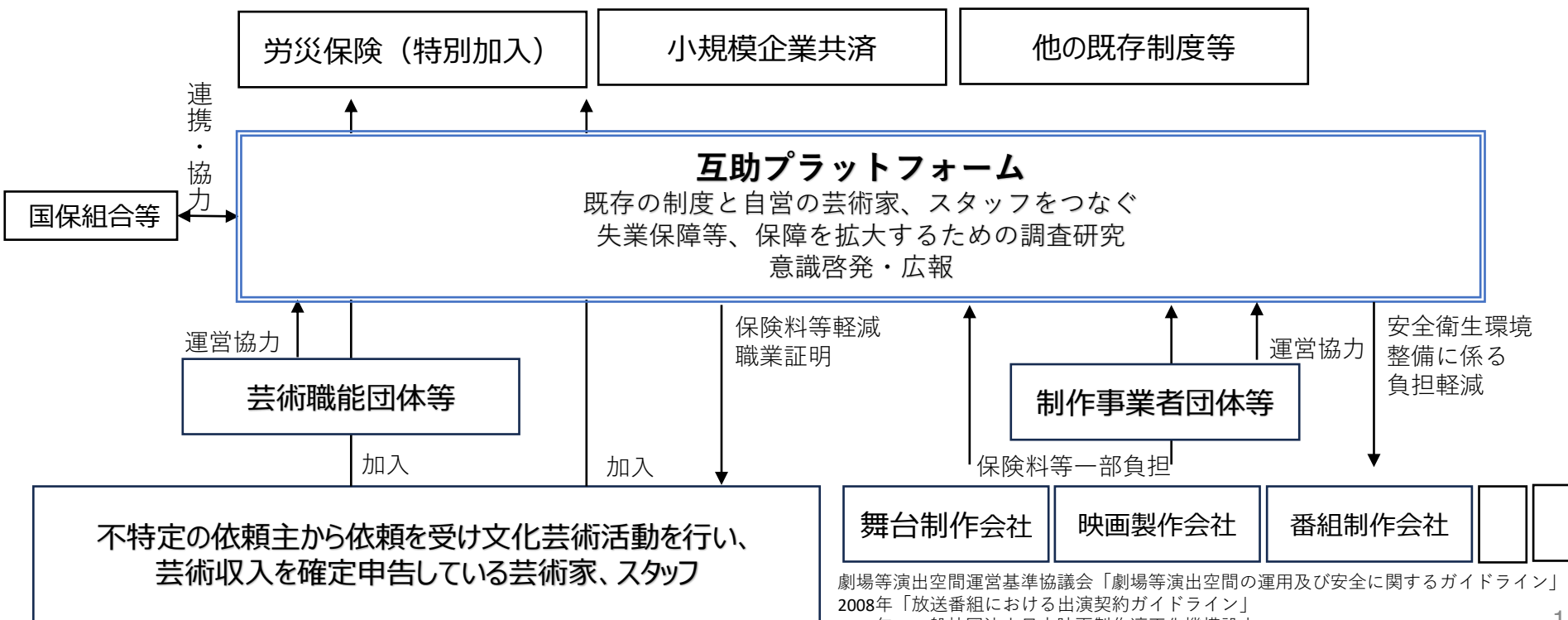
- 多くが雇用されていない自営の実演家、スタッフ→雇われている人と異なり、労災補償や失業保障がない
- 協会などの組織にも属さない実演家、スタッフの増加→支援しようにも全体が把握できず、支援に係る情報も行き届かない
- ハラスメントはどのような職場でも起こり得るが、実演芸術界特有の要因としては、実演家、スタッフの権利保障がないこと

文化芸術推進基本計画（第2期）（2023年3月閣議決定）第4：第2期計画における重点取組及び施策群

①重点取組1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進【計画期間中に取り組むべき重要施策】

○文化芸術の担い手が、持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、...、芸術家等が個人事業主等として事業を継続し、専念して活動ができる仕組みの検討も含め、活動基盤強化のための取組を、民間企業と連携しつつ、関係省庁間で推進する。

「芸術家のための互助の仕組み」のイメージ図



芸術家の働き方の特性に配慮した諸外国の社会保障のしくみ

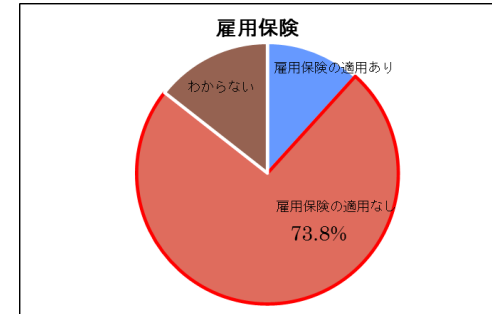
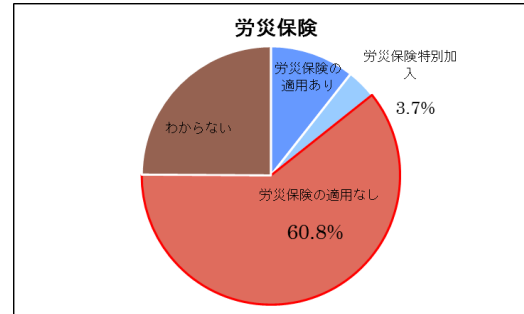
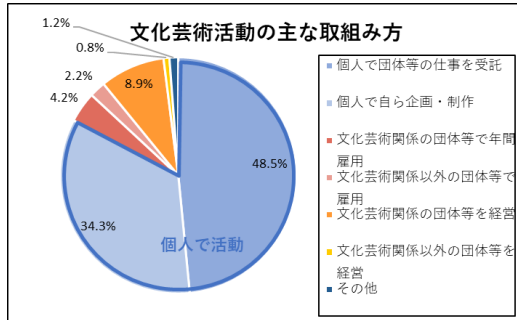
- 芸術家のための特別な制度を構築するのではなく、自営の芸術家を既存の被用者（雇われている人）用の制度につなげる工夫をしている
- 被用者保険と同様の保険料軽減。依頼主が複数いることが多い芸術家の働き方を考慮し、使用者が負担すべき保険料を業界又は国が総体として負担。

	フランス	ドイツ	韓国	アメリカ
芸術家を職業専門家として認める方法	実演家：実演家の協力を有償で確保する契約を労働契約と推定 →契約対象の実演家には、労働者として、一般被用者向けの社会保障制度と労災保険・失業保険を適用 芸術家・著作者：社会保障制度上は被用者扱い（労災保険・失業保険は対象外）	・商業的規模で長期的に自営業として活動しており、有償契約による年収3,900€（約50万円）以上の芸術家・文筆家及びそれらの分野の教授者は芸術家社会保険（医療、介護、法定年金）に強制加入	・芸術家福祉財団による福祉事業の対象となるには、 芸術活動証明 ※を完了させる必要がある ※芸術活動証明(一般) ①公表された芸術活動実績、 ②芸術活動収入等による申請を、各分野の専門家で構成された審議委員会で審査	・労働組合※の加入要件 ※以下Actors' Equity Association（舞台俳優、舞台監督の労働組合）の例
社会保険料の軽減措置	・実演家：保険料は労使で負担。労使ともに保険料負担率が一般被用者の70% ・芸術家・著作者：被用者扱いで、使用者負担相当分を作品利用者や販売者（流通者）が負担。保険料逓減率を適用	芸術家等の保険料負担は50%。残りは国(20%)、市場に出す者(30%)が負担	・標準契約書による契約締結：芸術家・事業者双方の契約期間中の国民年金保険料支援（40%） ・標準契約の教育履修：芸術家の国民年金保険料支援（50%、最大6か月）	労働組合と使用者団体で基金を運営。 団体協約に基づき、雇用主が基金への拠出を求められる仕事に従事した週数により、6ヶ月分の受給資格を得る。週数により、保障の範囲が異なる。 医療保険基金の88%は雇用主からの拠出で賄われる
労災保険	実演家のみ。保険料は労使で負担。労使ともに保険料負担率が一般被用者の70%	職能団体を通じた任意加入（加入者が保険料を全額負担）	中小企業主として任意加入（加入者が保険料を全額負担）。芸術家福祉財団が、芸術活動証明を完了している芸術家に対し、保険料の50%支援	団体協約に基づく契約を締結している場合には適用 使用者が保険料を全額負担
失業保険	有償契約を締結する舞台芸術の実演家・技術者を対象とした制度あり	芸術家特有の制度はないが、週15時間以上の自営業を営む者は任意加入	芸術家も雇用保険の対象。月平均報酬260万円未満の芸術家に対し、保険料支援	団体協約に基づく契約を締結している場合には適用 使用者が保険料を全額負担

日本の芸術家と労働保険の関係

芸術家2万人アンケート結果※

雇用されている人が少なく、労災保険及び雇用保険の「適用がない」、「わからない」人が多い



	労災保険	雇用保険
自営の芸術家	△ 「芸能関係作業従事者（実演家、監督、スタッフなど）」は特別加入の対象 2024年秋から、特別加入の対象を全業種のフリーランスに拡大の予定 特別加入は、保障の内容は被用者と同じだが、加入者（自営の芸術家）自身が保険料を負担する上、特別加入団体に、会費、手数料などを支払う必要あり	×
雇用されている人	○ 使用者が保険料を負担	○ 失業時の生活保障 スキルアップのための教育訓練の受講 再就職時の面接旅費、引っ越し代等

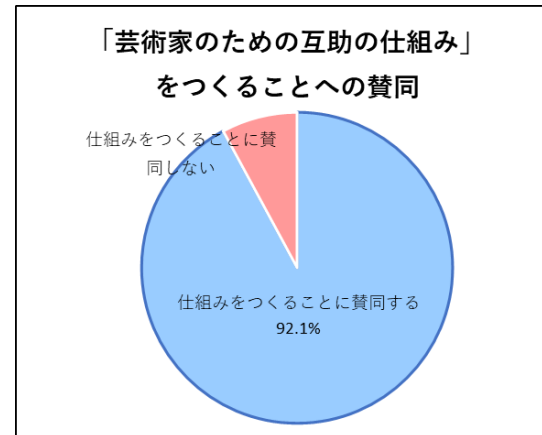
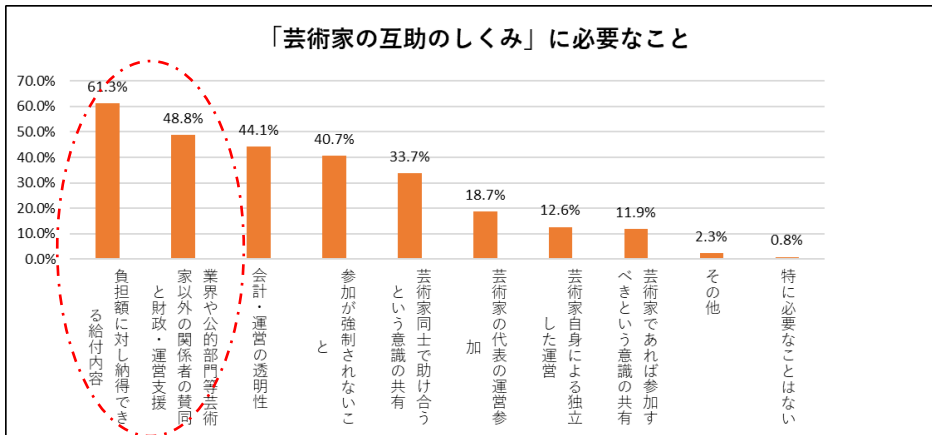
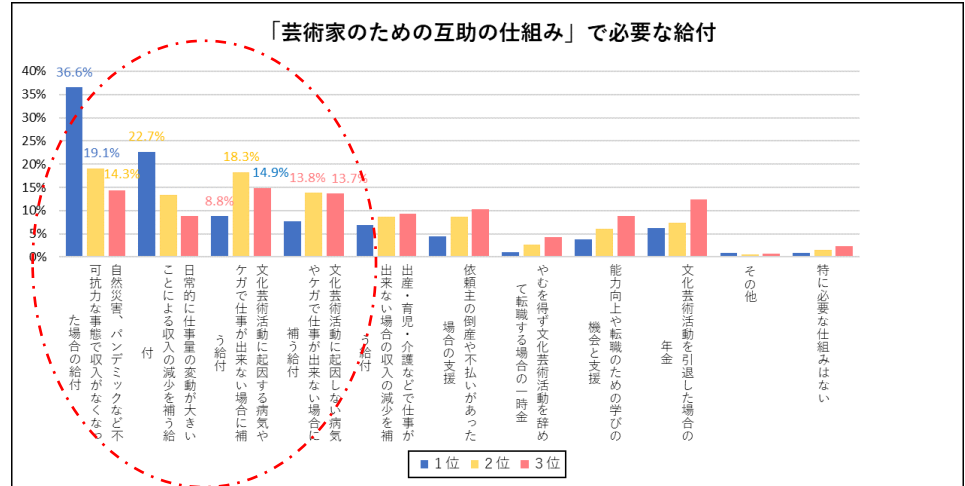
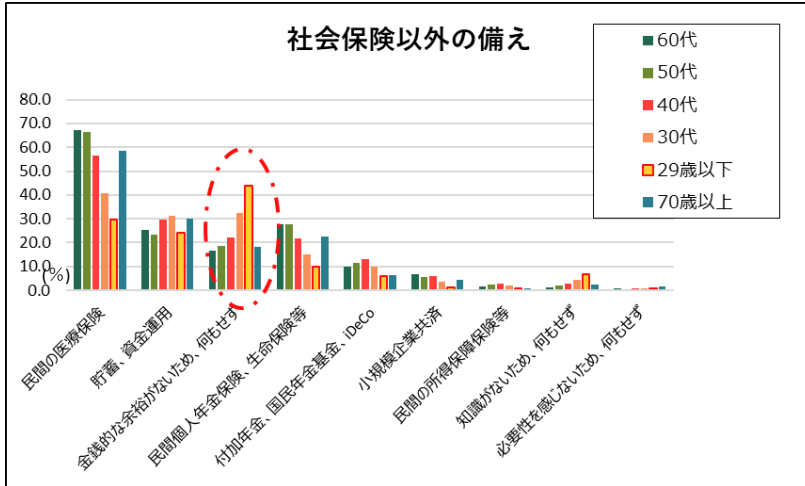
労災保険のメリット

- ①保障の範囲が広い
- ・治療費・入院費（ただし、通勤中の場合は、最大200円の自己負担あり）
 - ・治療休業中の所得保障
 - ・障害が残ったときの所得保障
 - ・死亡したときの遺族への所得保障

- ②保険料が安い
- <特別加入（芸能関係作業従事者）の場合>
- 1日当たり保障してほしい金額×365日×0.3%
（加入者自身が設定）



芸術家2万人アンケート結果を踏まえ、具体化に向けた検討を進める



今後の進め方

- 具体化のための更なる検討（運営体制、負担の在り方、法制、税制上の課題、関係省庁との調整など…）
- 芸術家、芸術職能団体との意見交換
- 業界関係者、政府関係者の理解と合意の形成

→今後1年をめどに研究・協議を重ね、より具体的な「芸術家のための互助の仕組み」の提案を行う予定